

広報 SHII-NO-KI

椎の木

No.187

4

April 2021

4月号

写真提供：第8支部 横山 正氏

目黒の歳時記 めぐろパーシモンホール

めぐろパーシモンホールは2002年、都立大学跡地に作られた「めぐろ区民キャンパス」にあり、八雲中央図書館、八雲体育館が同一建物内に併設され、緑に包まれた自然光豊かな施設の区民ホール。1,200席の大ホールは、吊り下げ式音響反射板を国内で初採用し、クラシックやオペラ、バレエなど本格的な舞台芸術に対応。リクライニング式座席で、ゆったりと快適に鑑賞できる。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は7月10日発行予定。

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

みんなで築こう豊かな社会～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>
E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

法人会
消費税期限内納付
推進運動

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から

登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書 (現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年●月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△(T1234...)
●年●月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

いよいよ中小企業にも適用されることになりました 改正『パートタイム有期雇用労働法』 (同一労働同一賃金)

〈労働契約法〉

有期雇用労働者(20条)の
同一労働同一賃金

改定の概要

統合

〈パートタイム労働法〉

パートタイマーの
同一労働同一賃金

ガイドライン
などで明確化

法改正の経緯
昨年10月に最高裁にて判決された日本郵便など5つの「同一労働同一賃金」に関する事件は、労働契約法の旧20条を根拠とするもので、旧20条では雇用期間が無期(正社員など)が有期(契約社員など)かによって労働条件に不合理な格差を設けることを禁止していました。
しかし、近年、同様の紛争が増加してきたことなどから、違法な格差



正社員と非正規社員の待遇差をなくすための、いわゆる「同一労働同一賃金」について、令和3年4月より「パートタイム有期雇用労働法」が改正されましたが、1年間猶予されていた中小企業にも、令和3年4月からいよいよ適用されます。
改正のポイントは次のとおりです。

とはどのようなかを明確にするとともに、格差を是正しやすくするための法律の改正・整理がされました。これが令和2年4月(中小企業は令和3年4月)からの法改正です。
まず、「労働契約法」から20条の規定を削除し、「パートタイム労働法」にあった同一労働同一賃金に関する規定に有期雇用労働者が統合され、法律の名称も「パートタイム・有期雇用労働法」に変更になりました。
労働契約法は基本的に民事裁判で解決することになるのに対し、パートタイム労働法は行政指導の仕組みがあり、裁判よりも安価で早期に解決できる調停(裁判外紛争解決手続きの1つ)の対象にもなるからです。
さらに、何か不都合な賃金の格差になるかなどについて、ガイドラインを策定して明確化されました。

「均等」と「均衡」で考えましょう

「均等待遇」とは、職務内容などが同じであれば、待遇も同じであるべきで、AさんとBさんが同じ職務内容などであれば、待遇は同等にしなければなりません。

「均衡待遇」とは、職務内容などの相違があっても、その相違に応じ

た待遇差であるべきで、AさんとBさんが職務内容などに違いが100…60(バランス)であるとすれば、賃金などもそれにおうじて100…60の割合で決定すべきというものです。

不合理な待遇の禁止(均衡待遇)

パートタイマー、有期雇用労働者(以下「パートタイマー等」という)の待遇と通常の労働者(以下「正社員」という)の待遇に相違がある場合、「①職務の内容」「②職務の内容および配置の変更の範囲」「③その他の事情」を考慮して不合理と認められるものが禁止されます。
不合理かどうかの判断は、全体ではなく「〇〇手当」などの1つひとつの待遇ごとに判断されるべき旨が、条文で明確化されました。

どのような待遇差が不合理なのか、そうでないか、考え方と具体例がガイドラインで示されました。

ガイドラインの概要

◆基本給

労働者に「能力または経験に応じて」、「業績または成果に応じて」、「勤続年数に応じて」支給する場合は、これらの応じた部分について、同一

であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に
 応じて支給しなければならない。

◆**役職手当等**

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイマー等には、同一の支給をしなければならない。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に
 応じた支給をしなければならない。

◆**通勤手当等**

パートタイマー等には正社員と同一の支給をしなければならない。

◆**賞与**

会社業績等への貢献に応じて支給するものであれば、正社員と同じ貢献であるパートタイマー等にも貢献に応じて同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合は、その相違に
 応じた支給をしなければならない。

◆**時間外手当等**

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイマー等には同一の割増率で支給しなければならない。



差別的取り扱いの禁止(均等待遇)

「①職務の内容」「②職務の内容および配置の変更の範囲」の2つが正社員と同じ(ほとんど正社員と同視できる)パートタイマー等については、短時間勤務や有期雇用という理由で、待遇について差別的な取り扱いが禁止されます。

その他の待遇ルール

①**賃金**

正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイマー等の「職務内容」「職務の成果」「意欲」「能力」「経験」などを勘案し、その賃金を決定するように努めること。

②**教育訓練**

正社員に対して実施する職務遂行の必要な教育訓練は、職務が同じパートタイマー等に対しても実施しなければならない(既に能力を有する場合を除く)。また、正社員との均衡を考慮しつつ、その雇用するパートタイマー等の職務の内容等に応じた教育訓練を実施するように努めること。

③**福利厚生施設**

正社員に利用の機会を与える福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)については、パートタ

イマー等に対しても、利用の機会を与えなければならない義務規定になっている。

説明義務がある

①パートタイマー等を雇入れたときは、速やかに、実施する雇用管理の改善などに関する措置(賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用など)の内容を説明しなければならない。

例えば、「食堂は正社員と同様に利用できます」などと口頭で説明するか、文書を用意しておくといいでしよう。

②パートタイマー等から求めがあつたときは、待遇の相違の内容と理由、その待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明しなければならない。

例えば、「パートタイマーは、正社員と仕事の範囲や責任が異なるために賞与は支給されません」などと具体的に説明しましょう。

そして、これらの説明を求めたことを理由として、解雇その他の不利益な取り扱いを禁止する旨の定めが加えられています。

なお、非正規社員から求められ

ば、その都度説明しなければならない、1回説明すればよいというものではありませんが、非正規社員が納得するまで説明を求めるものではありません。

これまでは、正社員を重視し、非正規社員の待遇が軽視されがちでしたが、しかし、企業にとつて貴重な労働力であることは変わりません。法律の改正や裁判例が示しているのは、これらの格差を見直す時期が来ております。まずは正社員と非正規社員の労働条件の格差があるか、なぜそうしているのかを洗いなおすことが大切です。

各種支援がある

厚生労働省ではパートタイム有期雇用労働法が事業主の皆さまに正しく理解されるよう、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」を作成し、どのように取り組むべきかを紹介しています。

また、非正規社員の正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成として「キャリアアップ支援金」を用意されています。

健康エッセイ

ビヘイビア・ヘルスに 取り組みませんか



株式会社 jast
会長 安田 祥子

コロナ禍にあっても 巡りゆく季節

「春の野に霞たなびくうら悲しこの夕かげに鶯鳴くも」大伴家持が春の憂いを謳った「春憂三首」と呼ばれる連作の一首です。東京で鶯の声を聴くのは稀と言われていますが、都心に近い我が家の庭には毎年2月中旬に小さな姿で訪れ、3月ともなれば春告鳥と呼ばれる鶯本来の可憐な鳴き声を聴かせてくれます。

昨年から続くコロナ禍にあっても新緑が目を楽しませてくれる季節が巡ってきました。コロナ禍と夫婦関係の変化について尋ねた明治安田生命のアンケート調査では、仲が良かったと答えた人が悪くなった人の約3倍に上ったとのことです。人の繋がりは逆境にあってもむしろ強い絆が生まれるのでしょうか。

コロナ禍での 生活習慣と身体の不調

では、私たちの身体には何らかの変調がみられるのでしょうか？

ナ禍の渦中であって何となく不調を感じたり、不眠に陥ったりといった方は増えているようです。こうした状態は私たちが本来持っている身体の修復機能が適切に働いていないことを意味しています。自粛生活を強いられることによるストレスも軽視できません。強いストレス状態が継続すれば血糖値やコレステロール値が上昇することは知られています。病気には至らない不調の原因として

医学的に説明されているメカニズムの中には私たち自身で解決できることも多々あります。原因と指摘されている日常行動の一つに私たちの身体に組み込まれている体内時計の乱れがあります。体内時計は太陽の運行と連動して日々臓器や器官、細胞のリズムを刻んでいます。但し、太陽時間とヒト時間には毎日僅かの差があり朝の光を浴びることで調整しているのです。ところが都会に生きる私たちはその恩恵を受け損なうこともあり、リセットしなければそのずれは大きくなってしまいます。

その結果、体内時計が司る自律神経系、ホルモン系に乱れが生じ、その流れの行き着く先が何となく不調ということになります。

例えば、血圧を例に取り上げてみましょう。血圧は体内時計と関連して自律神経の働きによって一日のリズム（日内変動）を刻んでいます。特に夜間血圧の低下が小さかったり、血圧が上昇したりする夜間高血圧には体内時計の狂いによる睡眠リズムの乱れが大きく関与しています。

ビヘイビア・ヘルスとは

ハーバード大学など欧米の先進的な医療機関では近年「ビヘイビア・ヘルス」という考え方が浸透し始めています。この考え方は治療中の方や未病（疾患に至らない体調の不具合）の方が日常の行動や栄養素の摂取などを健康的な方向に変えることで治療をより効果的に行ったり、未病の改善を目指したりすることを指しています。

ビヘイビア・ヘルスは治療中の方が長期間薬に依存することで副作用による身体の負担を軽減することも視野に入っています。治療は重要な健康への道筋ですが、その前に行動の変容で、病気になる身体作りを目指すことも可能なのです。

不調の上流に位置するのが前述した体内時計の乱れです。朝、目覚めたらカーテンを開けて太陽光を浴びましょう。その後朝食を食べることで、脳にある親時計も臓器などにある子供計も正確にリズムを刻み始めます。夜は9時頃までにスマホなどの電源を切って強いエネルギーを放つブルーライトから網膜を守るだけでなく、睡眠へと導くメラトニンが電磁波で破壊されないように保護しましょう。

またメラトニンは室内の明かりで分泌が減少しますので、室内光を落としましょう。夜のシフトの方であれば、コンビニの人工光が太陽光の代わりとなりますので、体内時計のリセットが可能になります。上流がサラサラ流れれば、下流にある自律神経系やホルモン系にも改善がみられますので、太陽光が強くなり始める春こそビヘイビア・ヘルスに取り組むタイミングではありませんか？

株式会社 jast

jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ

お問い合わせ

☎03-6265-0263

HP <http://www.jast1.jp>

目黒都税事務所からのお知らせ

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

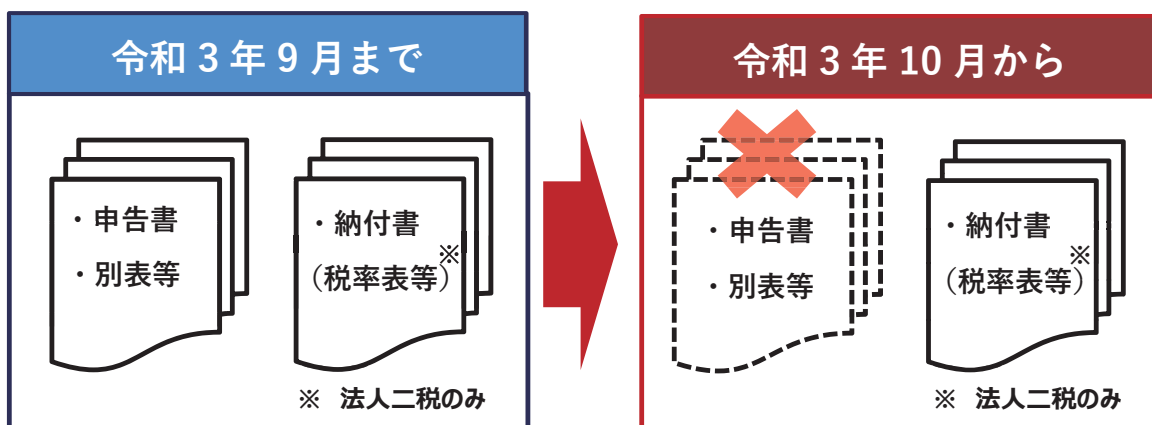
令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期 ▶ 令和3年10月送付分から

対象者 ▶ 電子申告利用事業者
（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点 ▶ 申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）



- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ
(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>)
からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001（代表）まで ★

区役所だより

新型コロナワクチン接種コールセンター

区民の皆さまからの新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせにスムーズに対応できるよう、目黒区では「新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設しています。

新型コロナウイルスワクチン接種に関して、今後の予定や準備状況の確認、不安なことなどがありましたら、このコールセンターをご活用ください。

なお、コールセンターでは医学的なことは答えられません。基礎疾患などがあり、ワクチン接種に不安のあるかたは、かかりつけの医療機関にご相談ください。



電話 0570-058-050

ファックス 03-5722-7048



受付時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時まで
(祝日・休日を除く)

<問い合わせ>目黒区新型コロナ予防接種課 電話：03-3715-1111

目黒区 AI チャットボット「めぐぴー」の 実証実験を行っています

AI（人工知能）を活用することで、ホームページをご利用の皆様がより便利になるのかを検証するために、AIチャットボット「めぐぴー」を案内サービスとして利用する実証実験を行っています。

ホームページにアクセスすれば、いつでも利用可能です。
(システムメンテナンス時を除きます)

実証実験の期間

令和4年3月31日まで

AIチャットボットってなに？

AIチャットボットとは、文字入力によるお問い合わせに対話形式（チャット）でお答えする、人工知能を利用した自動会話プログラムです。たくさん質問すると回答の精度も上がりますので、是非、いろいろ聞いてみてください。



<問い合わせ先> 目黒区情報課 電話：03-5722-9258

目黒区役所ホームページ <https://www.city.meguro.tokyo.jp/>

コロナに打ち克つ！
オンライン
研修①

簿記入門講座

簿記の知識ゼロからスタート！期間内、好きな時間に繰り返し視聴！

簿記は、企業活動や経営を理解するために企業人すべてに必須の知識です。当講座では、簿記の基本用語や複式簿記の仕組みを理解し、業務に活用できることを目指します。

視聴期間 2021年5月20日(木)～6月2日(水) 2週間

対象者 ・日商簿記3級の学習前に、簿記の基本を学習したい方
・係数感覚を身につけたい営業担当や企画担当の方など

講義時間 6時間 期間中 24時間、何回でも視聴可能です！

内容 ※学習テーマ(カリキュラム)は予告なく変更となる場合がございます ※電卓・筆記用具をご準備ください
・会社の成績表にあたる「貸借対照表」や「損益計算書」って何？
・仕訳とよばれる記録のルールとは？
・日々の取引の処理、帳簿の内容から読み取れるビジネスに必要な情報は？

【重要】 セミナーは Web での動画配信となります。Youtube(ユーチューブ)等、他の動画配信サービスが問題なく見られる環境(PC、タブレット、スマートフォン等)でご覧ください。

会場 PC、スマートフォン、タブレットでお好きな所で視聴できます(通勤電車の中でもOK！)

講師 まつもと まさる 松本 勝 氏 税理士(東京地方税理士会所属) 実務の傍ら、TACの人気講師としても活躍！

受講料 (教材費・税込) 会員：2,000円 非会員：3,000円

コロナに打ち克つ！
オンライン
研修②

現場で役立つ労働法の知識

「採用時に必ず明示すべき労働条件は？」 「退職勧奨と解雇の違いは？」

社員が入社してから退職するまで、働く上において、様々な労務問題が発生します。そして、その解決に役立つのが労働法です。当講座では、労働法の知識について、労働基準法を中心にわかりやすく解説してゆきます。

視聴期間 2021年7月8日(木)～7月14日(水) 1週間

講義時間 2時間 期間中 24時間、何回でも視聴可能です！

内容 ※学習テーマ(カリキュラム)は予告なく変更となる場合がございます
・労働法を知ることの重要性
・法令と就業規則、労働契約の関係
・採用(労働条件の明示、社会保険の加入要件等)
・労働時間(36協定、変形労働時間制、みなし労働時間制、管理監督者の範囲等)
・休日、休暇(年次有給休暇等)
・賃金(支払の5原則、割増賃金等)
・労働関係終了の形態
・退職
・解雇(整理解雇、懲戒解雇等)
・退職勧奨、休職期間の満了

【重要】 セミナーは Web での動画配信となります。Youtube(ユーチューブ)等、他の動画配信サービスが問題なく見られる環境(PC、タブレット、スマートフォン等)でご覧ください。

講師 いちき たかし 市来 貴 氏 税理士(東京地方税理士会所属) 実務の傍ら、TACの人気講師としても活躍！

受講料 (教材費・税込) 会員：3,000円 非会員：4,000円

公益社団法人 目黒法人会 問合せ03-3712-9588

申し込み〈FAX・メールにて〉 FAX 03-3712-8829 メール：mg_info@tohoren.or.jp

※(①②共定員20名) 申込者には「受付完了・事前振込のご案内」をお送りします。

新 入 会 員 紹 介

令和2年4月～令和3年3月入会

法人名	代表者	業種	
第1支部 —駒場1・2・3丁目、大橋2丁目1番地～10番地			
(株) Kraft Architects	中 村 篤 史	建築業	
(株) COSTA LATINA	前 浜 健 三	飲食業	
第2支部 —大橋1丁目・2丁目11番地～、青葉台1～4丁目、東山1～3丁目			
(株) MILD BUNCH	野 村 訓 市	飲食・宿泊業	
坂本ラヂオ(株)	坂 本 雄 一	製造・販売業	
第3支部 —上目黒1～5丁目			
(有)セルボ	杉 本 拓 矢	小売業	
(株) ESR ホールディングス	田 村 優 弥	不動産業	
(有)デスク	福 田 大	デザイン業	
第4支部 —中目黒1～3丁目			
(株)キュービック・アイ	柴 田 隆	製造業	
(株) JMC	坂 本 憲 志	卸売・小売業	
第5支部 —中目黒4丁目、目黒3・4丁目、下目黒3・4・5・6丁目、中町1丁目			
(株)アークリンク	花 野 雅 彦	コンサルタント	
(株)ジャイロ	安 原 宏	情報通信業	
第6支部 —三田1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目			
(株)日本書技研究所	中 本 恒 夫	サービス業	
第7支部 —中目黒5丁目、五本木1～2丁目、祐天寺1～2丁目、中央町2丁目、中町2丁目			
(有)タイレル	坂 倉 道 也	自動車運送業	
第8支部 —中央町1丁目、目黒本町1～6丁目			
(株) RED RIGGER	林 義 夫	設営業	
第9支部 —五本木3丁目、鷹番1～3丁目、碑文谷2・4～6丁目			
(有)オフィステラ	町 頭 隆 二	金融業	
(株)碑文谷	金 井 宏 之	不動産業	
日新事務器(株)	金 井 優 佳	不動産業	
第11支部 —大岡山1・2丁目、中根1・2丁目、平町1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目			
(株)フォー・スマイルズ	重 原 勝 治	不動産業	
第12支部 —自由が丘1～3丁目			
(有)ミチ	志 村 元 道	不動産業	
第13支部 —柿の木坂1～3丁目、東が丘1・2丁目、八雲1～5丁目			
(株)永伸商事	大 出 実	加工業	
特別 会員	丸新石油(株)	鴨 志 田 竜 作	小売業
	一般社団法人四十万未来研究所	四 十 万 靖	教育事業

※目黒法人会の区域分けにより企業（個人）を記載しております。実際は企業の意向で他支部に所属している場合もあります。

第11回 通常総会 開催のご案内

日 時：令和3年6月8日（火） 午後4時～（予定）

場 所：ホテル雅叙園東京（予定）

議 事：令和2年度事業報告書・収支決算書承認の件
任期満了に伴う役員改選の件
令和3年度事業計画書・収支予算書報告の件

上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

租税教室

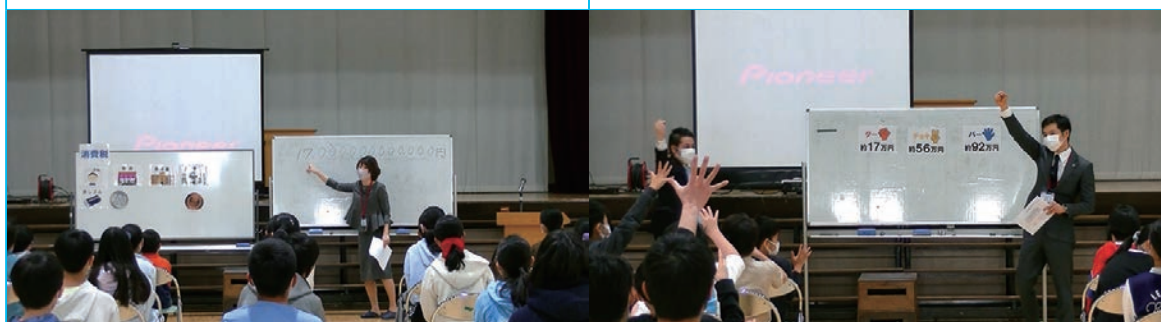


烏森小学校

日 付：令和2年7月22日
講 師：中野 仁
アシスト：石田 浩嗣、松尾 勇貴

烏森小学校

日 付：令和2年7月22日
講 師：松尾 勇貴
アシスト：石田 浩嗣、中野 仁



鷹番小学校

日 付：令和3年3月16日
講 師：落合 雅子
アシスト：安藤 翔、高主 健司

鷹番小学校

日 付：令和3年3月16日
講 師：安藤 翔
アシスト：砂村 雅則、松尾 勇貴



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8